

市民参加実施予定シート

予 定
令和3年10月1日時点

担当課（宅地課）

1 市民参加の手續 実施予定について

タイトル	市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける規制強化に伴う条例の一部改正について	市が考える 市民等への影響	メリット 市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける宅地開発が抑制され、市民等の生命及び財産を守ることができる。
正式名称	流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部改正について		デメリット 市街化調整区域における建築物の建築が制限される。
概要	平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震等による土砂災害、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等による雨水浸水災害等に代表されるように、近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害を及ぼしており、この被害は市街化調整区域に集中しています。これら近年頻発化・激甚化する災害に対し、増大する災害リスクに的確に対応するには、河川堤防等の整備等ハード面の対策を行うとともに、災害リスクの高いエリア（土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、災害危険区域、浸水想定区域をいいます。以下「災害ハザードエリア」といいます。）における宅地開発を抑制すること（そもそも災害ハザードエリアに建築物を建築させないこと。）が極めて重要であり、開発規制について、災害リスクを重視する観点から見直すことが急務となっていたところです。国では、これらの事情を鑑み、開発規制に係る開発許可制度の見直しを行うため、都市計画法の改正を行い、上述の災害リスクを重視するという視点から開発規制について見直しを行いました。 市街化調整区域は、都市計画上、原則として建築物を建築できない区域です。例外的に建築物を建築する場合には、法第34条第1号から第14号までのいずれかの立地基準に該当する必要がある区域です。今回の都市計画法改正により、都市計画法第34条第1号から第14号の基準のうち、同法第12号に基づき、地方公共団体が条例で「建築物を例外的に建築できる区域」を限定し、立地基準を定めるものについては、原則として災害ハザードエリアに建築物を建築できないこととなりました。流山市では、都市計画法第34条第12号に基づき流山市開発事業の許可基準等に関する条例第44条第1号から第6号において、市街化調整区域に係る立地基準を定めており、そのうち第4号及び第6号の立地基準について、「建築物を例外的に建築できる区域」を限定的に指定していることから、当該規定について条例改正を行い、当該規定を根拠とし建築物を建築する場合は、原則として災害ハザードエリアに建築物を建築できないこととします。		

（1）市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	上記概要のとおり「市街化調整区域内において例外的に建築物を建築できる区域」を都市計画法第34条第12号の規定により地方公共団体が条例で定める場合については、当該区域の定め方について都市計画法施行令により基準が定められているところです。今回の都市計画法改正により、その基準が改正され、地方公共団体が条例で定める区域から災害ハザードエリアを原則として除外することと規定されました。本件条例改正は、上記の通り、改正後の都市計画法の基準に従い、条例の一部規定を改正するものであることから、市民参加条例第5条第2項第3号の「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの」に該当するものと判断し、市民参加の手續を実施いたしません。
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

（2）市民参加の手法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）				
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由

（3）市民参加のスケジュール（予定）

令和 年度		令和 年度												令和 年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由